

事 務 連 絡
令和7年7月18日

事 業 主 様

神奈川県自動車整備健康保険組合

健康保険証の廃止に伴う「資格確認書」の送付について（お知らせ）

日頃より健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月2日に健康保険証は廃止となり、現在、健康保険証をお持ちの方は、令和7年12月2日より健康保険証は使用できなくなります。

まだ、マイナ保険証をお持ちでない方などは、医療機関等への受診に支障がないよう健康保険証に代わる「資格確認書」（カード型）を交付いたします。（※）

交付の時期につきましては、令和7年11月頃に事業所あて送付を予定しております。また、すでにマイナ保険証をお持ちの方で、特に「資格確認書」の交付を希望される方につきましては、別途申請することで交付をいたします。

なお、詳細につきましては、あらためてご案内いたします。

※「資格確認書」を交付する方

- マイナ保険証をお持ちでない、もしくは当組合にマイナンバーを提出していない。
- マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行っていない。
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている。

◎ご不明な点がございましたら当組合までお問合せください。

神奈川県自動車整備健康保険組合 電 話 045-201-1517